

令和4年第2回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

令4.6.24 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
財務大臣，文部科学大臣
総務大臣

新型コロナウイルス感染症拡大により、学校では、マスク着用の励行や定期的な消毒、タブレットを使った授業のための教材研究等教育に対する影響が各方面に広がっています。一方では、いじめや不登校、貧困による教育格差など解消すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが重要であります。さらには、学校現場の多忙化解消が社会問題となり国も地方自治体も教職員の働き方改革を進めてきていますが、教職員採用試験の低倍率や教職員不足に見られるように、教職員が子どもたちと接する時間を確保し、教育活動に専念できる働きやすく魅力ある学校環境をつくることは、今日の大きな課題であります。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を確保し、豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。令和4年度からは、段階的に小学校において35人学級が実施されていますが、引き続き国における教育予算の確保が重要と言えます。

よって、国におかれては、令和5年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。中学校においても学級編制基準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。